

役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり）

（平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル参照版）

- ※1 この役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり）（以下「本基準例」という。）は、平成28年に全国社会福祉法人経営者協議会が公表した社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）を参考にして作成した1つの参考例です。
- ※2 法令、厚生労働省の関係通知及び定款に反しない範囲で、法人の判断で追加・削除・変更を行っても差支えありません。ただし、各法人は、適正な手続きにより役員等に対し報酬等の支給及び費用弁償を行っていることについて説明責任を果たす必要があることに留意してください（法第24条第1項、第45条の16第1項、定款第〇条第〇項（定款例であれば第3条第1項）、定款第〇条第〇項（定款例であれば第17条第1項））。
- ※3 各法人の他の内部規程との整合についても留意してください。
- ※4 別に記載するもののほか、本文中に<>（山かっこ表記）で示した部分については、選択肢として列記した規定例のうち、そのいずれかを選択して規定する必要がある事項です。
- ※5 本基準例は現時点の考え方を示したものであり、今後、変更することがあります。（R7.4最終改正）

社会福祉法人〇〇 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇（以下「当法人」という。）定款第〇条（定款例であれば第8条）の規定に基づき、評議員の報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めるとともに、定款第〇条（定款例であれば第21条）の規定に基づき、理事及び監事の報酬等の総額の範囲並びに報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めるほか、評議員、理事及び監事に対する費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第〇条（定款例であれば第5条）の規定に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第〇条第〇項（定款例であれば第15条第1項）の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、週3日以上勤務する者をいう。常勤役員のうち、理事は

常勤理事、監事は常勤監事という。

- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (6) 報酬等とは、その名目の如何を問わず、社会福祉法（以下「法」という。）第45条の35第1項に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（勤務形態に応じた報酬等の区分）

第3条 当法人の役員等に対し、役員等の職務遂行の対価として、その勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員に対し、月例報酬、賞与及び退職手当を支給する。（注1）
- (2) 評議員及び非常勤役員に対し、職務遂行ごとに支給する報酬を支給する。
- 2 常勤役員に対する賞与は、賞与の季別ごとに別表第2に定める基準日に在任する者に支給する。（注1）
- 3 常勤役員に対する退職手当は、常勤役員として円満に任期を満了し、又は辞任若しくは死亡により退任した者に支給し、死亡により退任した者については、その遺族に支払う。（注1）
- 4 当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している常勤理事又は非常勤理事に対しては、
<例1：報酬等は支給しない。例2：報酬等は支給しない。ただし、職員の正規の勤務時間外において、理事会のほか理事の職務遂行に必要な会議に出席し、又はその他理事の職務遂行として法令若しくは定款に規定する職務遂行に従事した場合は、常勤理事にあっては、非常勤理事に準じて、別表第4の(2)に規定する職務遂行ごとに支給する報酬を支給し、非常勤理事にあっては、別表第4の(2)に規定する職務遂行ごとに支給する報酬を支給する。>（注1）（注2）

（注1）常勤役員がいない法人については、第2項及び第3項を削除し、第4項から「常勤理事又は」及び「常勤理事にあっては、非常勤理事に準じて、別表第4の(2)に規定する職務遂行ごとに支給する報酬を支給し、非常勤理事にあっては、」を削除したうえでこれを第2項とするとともに、第1項を「当法人の評議員及び非常勤役員に対し、その職務遂行の対価として、職務遂行ごとに支給する報酬を支給する。」と規定するほか、第5条から第7条まで、第9条第1項、別表第1から別表第3まで及び別表第5を削除し、削除した条、項又は別表以下の条、項又は別表の番号を、それぞれ繰り上げること。

（注2）当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している理事に対して、報酬等を併給する場合は、第4項に替えて、常勤役員及び非常勤役員ごとに、それぞれの報酬等及び

職務遂行ごとに支給する報酬の算定方法を規定する第5条及び第8条に、支給額の調整について規定する一項を設けること（第5条第2項、第3項及び第8条第2項。条文引用省略）。

（理事及び監事の報酬等の総額の範囲）

第4条 当法人の全理事の各年度の報酬等の総額は、〇〇万円以内とする。

2 当法人の全監事の各年度の報酬等の総額は、〇〇万円以内とする。

（常勤役員の報酬等の算定方法）（注1）

第5条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、それぞれ各号に定める額とする。

（1）月例報酬 別表第1の左の欄に掲げる役職の区分に応じ、それぞれ右欄に定める額

（2）賞与 別表第2の「賞与の額」の行に定める算式により算出される額

（3）退職手当 別表第3に定める算式により算出される額を上限に、理事については理事会が、監事については評議員会が、それぞれ決定する額

2 前項第1号の規定にかかわらず、当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している常勤理事に対する月例報酬の額は、別表第5の左の欄に掲げる役職の区分に応じ、それぞれ右欄に定める<例1：額とする。例2：月例報酬と職員給与の月額合計額を上限に理事会が決定する額とする。>（注3）

3 前項の常勤理事に対する賞与の額及び退職手当の上限額は、同項に定める額を月例報酬の額として計算する。（注3）

（注3）当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している常勤理事に対して、報酬等を併給しない場合は、第2項及び第3項に替えて、第3条第4項に、「当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している常勤理事に対しては、<例1：報酬等は支給しない 例2：報酬等は支給しない。ただし、職員の正規の勤務時間外において、理事会のほか理事の職務遂行に必要な会議に出席し、又はその他理事の職務遂行として法令若しくは定款に規定する職務遂行に従事した場合は、非常勤理事に準じて、別表第4の（2）に規定する職務遂行ごとに支給する報酬を支給する。>。」と規定すること。

この場合において、当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している非常勤理事に対しても、同様の扱いとするときは、前記第3条第4項のとおり規定すること。

（常勤役員の月例報酬の日割り計算）（注1）

第6条 常勤役員が、月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における、当該月に係る月例報酬の額については、それぞれ、就任日からの日割り又は退任日若しくは解任日の前日までの日割りによって計算する。

2 前項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合における、当該月の月

例報酬の額については、一月として計算する。

(端数の処理) (注1)

第7条 前条第1項の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(評議員及び非常勤役員の職務遂行ごとに支給する報酬の算定方法)

第8条 評議員及び非常勤役員に対する職務遂行ごとに支給する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

2 前項に規定する報酬のうち、当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している非常勤理事に対し支給する報酬については、当該非常勤理事が職員の正規の勤務時間外において、理事会のほか非常勤理事の職務遂行に必要な会議に出席し、又はその他非常勤理事の職務遂行として法令若しくは定款に規定する職務遂行に従事した場合にのみ支給する。(注4)

(注4) 当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している非常勤理事に対して、報酬等を併給しない場合は、第2項に替えて、第3条第4項に、「当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している非常勤理事に対しては、<例1：報酬等は支給しない 例2：報酬等は支給しない。ただし、職員の正規の勤務時間外において、理事会のほか理事の職務遂行に必要な会議に出席し、又はその他理事の職務遂行として法令若しくは定款に規定する職務遂行に従事した場合は、別表第4の(2)に規定する職務遂行ごとに支給する報酬を支給する>」と規定すること。

この場合において、当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している常勤理事に対しても、同様の扱いとするときは、前記第3条第4項のとおり規定すること。

(報酬等の支給の方法)

第9条 常勤役員に対する報酬等は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、それぞれ各号に定める時期に、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込む方法により支給する。

(注1)

(1) 月例報酬 毎月○日(その日が土曜又は休日に当たるときはその前日とする。<例1：次号 例2：次号及び次項>において同じ。)

(2) 賞与 毎年○月○日及び○月○日

(3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後○か月以内

2 評議員及び非常勤役員に対する報酬等は、<例1：当該会議又は当該職務遂行の終了後遅滞なく、現金で 例2：当該会議に出席し又は当該職務遂行に従事した月の翌月○日に、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込む方法により>支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第10条 当法人の役員等が、別表第6の各号に掲げる役員等の区分に応じそれぞれ各号に定める職務遂行のほか、それぞれの職務遂行として法令又は定款に規定する職務遂行に従事したときは、その職務遂行に従事するために要した費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している理事に対しては、実費のうち、通勤手当等の職員給与により賄われる金額を超える部分に限り弁償する。

(費用弁償の方法)

第11条 費用弁償は、費用の弁償の請求があった日から遅滞なく、<例1：本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により 例2：現金で>支給する。

2 監事から、法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第106条の規定による請求があったときは、前項の規定にかかわらず、同条の規定を遵守するものとする。

(公表)

第12条 当法人は、この規定をもって、法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成〇年〇月〇日より施行する。

別表第1（常勤役員の月例報酬）（注1）

役職	月例報酬の額
理事長	月額 〇〇円
業務執行理事	月額 〇〇円
理事（理事長及び業務執行理事を除く。）	月額 〇〇円
監事	月額 〇〇円

別表第2（常勤役員の賞与）（注1）

季別	●月の賞与	●月の賞与
基準日	〇月〇日	〇月〇日
支給対象期間	前年〇月〇日から当年〇月〇日まで	当年〇月〇日から当年〇月〇日まで
賞与の額	月例報酬の額×▲×支給対象期間中の在任日数÷支給対象期間の日数	

別表第3（常勤役員の退職手当の上限額の算定式）（注1）

$\text{退職時の月例報酬の額} \times \text{在任年数} \times \blacktriangle$
--

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第4（評議員及び非常勤役員の職務遂行ごとに支給する報酬）

(1) 評議員

職務遂行	日額
評議員会への出席	〇〇円
評議員会の目的である事項のうち決議事項について、法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条及び定款第〇条第〇項（定款例であれば第13条第4項）の規定により同意又は不同意の意思表示をした場合	〇〇円
理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、法第45条の9第10項により準用される一般法人法第195条の規定により、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき同意又は不同意の意思表示をした場合	〇〇円
上記を除く他、評議員の職務遂行として法令又は定款に規定する職務遂行	〇〇円

行に従事するための出勤	
-------------	--

(2) 理事

職務遂行	日額
理事会のほか理事の職務遂行に必要な会議への出席	〇〇円
理事会の決議事項について、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条及び定款第〇条第〇項（定款例であれば第26条第2項）の規定（以下「理事会の決議の省略を定める規定」という。）により同意又は不同意の意思表示をした場合	〇〇円
上記を除く他、理事の職務遂行として法令又は定款に規定する職務遂行に従事するための出勤	〇〇円

(3) 監事

職務遂行	日額
理事会のほか監事の職務遂行に必要な会議への出席	〇〇円
理事会の決議の省略を定める規定により異議を述べ、又は異議のないことを表明した場合	〇〇円
上記を除く他、監事の職務遂行として法令又は定款に規定する職務遂行に従事するための出勤	〇〇円

別表第5（常勤理事に月例報酬と職員給与を併給する場合の特例）（注1）

<例1：

役職	月例報酬の額
理事長	月額 〇〇円
業務執行理事	月額 〇〇円
理事（理事長及び業務執行理事を除く。）	月額 〇〇円

例2：

役職	月例報酬及び職員給与の月額合計額の上 限額
理事長	月額 〇〇円
業務執行理事	月額 〇〇円
理事（理事長及び業務執行理事を除く。）	月額 〇〇円

>

別表第6（費用弁償を行う役員等の職務遂行のうちの主なもの）

（1）評議員

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
評議員会における審議及び議決権の行使	法第45条の8第1項、定款〇条（定款例であれば第9条）
評議員会の議題の提案権（理事に対する請求権）の行使	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第184条
評議員会の議案の提案権の行使	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第185条
評議員会招集権の行使	法第45条の9第5項
理事の行為の差止請求権の行使	法第45条の16第4項により準用される一般法人法第88条第1項

（2）理事（理事長及び業務執行理事を含む。）

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
評議員会における説明	法第45条の10
理事会における審議及び議決権の行使	法第45条の13第1項、定款〇条（定款例であれば第17条）
他の理事の職務の執行の監督権の行使	法第45条の13第2項第2号、定款〇条第〇号（定款例であれば第24条第2号）
理事会招集権の行使	法第45条の14第1項、第3項、定款第〇条第〇項（定款例であれば第25条第2項）
法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実に係る報告	法第45条の16第4項により準用される一般法人法第85条

（3）理事長

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
法人の業務執行	法第45条の16第2項、定款〇条第〇項（定款例であれば第17条第2項）
自己の職務の執行の状況の報告	法第45条の16第3項、定款〇条第〇項（定款例であれば第17条第3項）
法人の代表権の行使	法第45条の17第1項、定款〇条第〇項（定款例であれば第17条第2項）
理事会の定める専決事項の決定及び報告	定款〇条（定款例であれば第24条ただし

	書き)
--	-----

(4) 業務執行理事

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
法人の業務執行	法第45条の16第2項、定款〇条第〇項 (定款例であれば第17条第2項)
自己の職務の執行の状況の報告	法第45条の16第3項、定款〇条第〇項 (定款例であれば第17条第3項)
理事会の定める専決事項の決定及び報告	定款施行細則第〇条第〇項、第〇条第〇項 (定款施行細則例であれば第31条第2項、第32条第2項)

(5) 監事

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
評議員会における説明又は監事の報酬等に係る意見の陳述	法第45条の10、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第3項
監事の選任に関する評議員会の議題又は議案の提案権(理事に対する請求権)の行使	法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第2項
理事の職務の執行の監査	法第45条の18第1項、定款〇条第〇項 (定款例であれば第18条第1項)
理事及び職員からの法人の事業の報告の徴収並びに法人の業務及び財産の状況の調査	法第45条の18第2項、定款〇条第〇項 (定款例であれば第18条第2項)
理事による不正の行為又は定款に違反し若しくは著しく不当な事実に係る報告	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条
理事会への出席及び意見の陳述並びに理事会の決議の省略を定める規定による異議の有無の表明	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条、定款第〇条第〇項(定款例であれば第26条第2項)
理事会招集権の行使	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第3項
理事提出による評議員会の議案等に係る事前調査及び報告	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第102条
理事の行為の差止請求権の行使	法第45条の18第3項により準用される

	一般法人法第103条
社会福祉法人と理事との間の訴えにおける法人の代表権の行使	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第104条
計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに財産目録の監査	法第45条の28第1項、規則第2条の40第2項により準用される法第45条の28第1項、定款〇条第〇項（定款例であれば第32条第1項）
情報の収集及び監査環境の整備	法第45条の18第1項、規則第2条の19第2項、第4項